

富山県医師会長
富山県歯科医師会長
富山県薬剤師会長

} 殿

富山県厚生部健康対策室感染症・疾病対策課長

特定医療費（指定難病）受給者証に関する変更点等について

平素より本県の難病行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、会員への周知にご配慮賜りますとともに、本事業の円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 特定医療費（指定難病）受給者証の指定医療機関名の記載の変更について

令和 7 年 5 月以降、富山県が発行する特定医療費（指定難病）受給者証には、個別の指定医療機関の名称は記載されず、一律に以下の記載がされます。

難病法に基づく指定医療機関であれば、認定された疾病に係る保険適用の診療等に受給者証を使用できますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

<特定医療費（指定難病）受給者証の「指定医療機関名」欄の記載内容>

【従来】

〇〇病院	〇〇クリニック
〇〇薬局	〇〇訪問看護ステーション

【令和 7 年 5 月～】

難病法に基づく「指定医療機関」で受診可能。 ※「 <u>指定医療機関</u> 」でない場合は、 <u>本受給者証を使用できません。</u> (県ホームページや各医療機関・薬局等で確認してください)
--

※なお、令和 7 年 4 月までに発行された、個別の指定医療機関の名称が記載された従来の受給者証をお持ちの方についても、記載のある医療機関に限らず、難病法に基づく指定医療機関であれば、受給者証を使用できます（従来からの取扱い）。

<参考> 富山県ホームページにも掲載しています

https://www.pref.toyama.jp/120511/r7nanbyo_zyukyusyasyoakaisei.html

2 申請手続きにおけるマイナンバーの利用拡大について

本県での特定医療費（指定難病）受給者証の各種申請時（新規申請、更新申請、変更申請等）において、必要な方のマイナンバーを提供することにより、従来の「所得・課税証明書」に加え、令和7年6月以降、「住民票」と「医療保険の資格情報が確認できる書類（健康保険証等）」についても、原則、提出が省略できるようになりますので、お知らせします。

ただし、提出が省略できる場合については、要件等がありますので、詳細は以下のホームページをご参照ください。

<参考> 富山県ホームページ「新規に申請される方へ」

<https://www.pref.toyama.jp/120511/kurashi/kenkou/iryou/nanbyou/shien/kanja/kj00014876-005-01.html>

【事務担当】

疾病・難病担当 武田、吉田

TEL 076-444-4513